

石川県公報

令和5年3月31日（金曜日）

号 外

（第 17 号）

目 次

公安委員会	
○石川県公安委員会個人情報管理規則	1
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	2
○石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止	3
選挙管理委員会	
○石川県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	3
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	3
労働委員会	
○石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	3
○石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	3
海区漁業調整委員会	
○石川県海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	4
○石川県海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	4
内水面漁場管理委員会	
○石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	4
○石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	5
収用委員会	
○石川県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	5
○石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	5
○石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	5

公 安 委 員 会

石川県公安委員会個人情報管理規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県公安委員会個人情報管理規則

（目的）

第一条 この規則は、石川県公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年石川県条例第三十二号）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「保有個人情報」とは、法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「地方公共団体等行政文書」とは、石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）第二条第二項に規定する公文書に相当するものをいう。

（総括保護管理者）

第三条 石川県公安委員会に総括保護管理者一人を置き、石川県警察本部警務部総務課公安委員会事務担当室長をもつて充てる。

2 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行う。

- 1 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- 1 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(保護担当者)

第四条 総括保護管理者は、石川県警察職員(以下「職員」という。)のうちから、保護担当者を指名する。

2 保護担当者は、総括保護管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第五条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第六条 総括保護管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている地方公共団体等行政文書について、その内容に応じた事項を定めて職員に遵守させるものとする。

一 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

二 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

三 取り扱うことができる場所

四 保存すべき場所

五 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第七条 総括保護管理者は、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を破棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第八条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態(以下この条において「漏えい等」という。)が生じたときは、直ちにその旨を総括保護管理者に報告するものとする。

2 総括保護管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を石川県公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 総括保護管理者は、第一項の規定により報告を受けた漏えい等が法第六十八条第一項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を石川県公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 前項に定めるもののほか、総括保護管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第二項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を石川県公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 石川県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十八年石川県公安委員会規則第一号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)第十二条、第二十五条又は第三十二条の規定による請求がされた場合における旧規則に規定する取扱いについては、なお従前の例による。

石川県公安委員会告示第35号

情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行うことができる手続等(令和3年石川県公安委員会告示第32号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

石川県公安委員会

申請等の表石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)の項を削り、同表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の項の次に次のように加える。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	第77条第1項	保有個人情報の開示の請求
	第87条第3項	保有個人情報の開示の実施方法の申出
	第91条第1項	保有個人情報の訂正の請求
	第98条第1項	保有個人情報の利用停止の請求

石川県警察本部告示第13号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成18年石川県警察本部告示第31号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県警察本部長 細田 正

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第31号

石川県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成15年石川県選挙管理委員会告示第75号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第32号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等(平成20年石川県選挙管理委員会告示第78号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

石川県選挙管理委員会

申請等の表中

石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)	第6条第1項	公文書の公開の請求	を
石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)	第13条第1項	保有個人情報の開示請求	

石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)	全ての申請等及び処分通知等	に
---------------------------	---------------	---

改める。

労働委員会

石川県労働委員会告示第1号

石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成15年石川県地方労働委員会告示第2号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県労働委員会

石川県労働委員会告示第2号

石川県労働委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県労働委員会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）に基づく申請等及び処分通知等について適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第1号

石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川海区漁業調整委員会規程第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第2号

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成20年石川海区漁業調整委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川海区漁業調整委員会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）に基づく申請等及び処分通知等について適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

石川海区漁業調整委員会訓令第1号

石川海区漁業調整委員会事務局

石川海区漁業調整委員会事務局処務規程（昭和44年石川海区漁業調整委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川海区漁業調整委員会

第5条第5号中「石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年内水面漁場管理委員会規程第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石川県内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第2号

石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県内水面漁場管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石川県内水面漁場管理委員会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)に基づく申請等及び処分通知等について適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

収 用 委 員 会

石川県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石 川 県 収 用 委 員 会

石川県収用委員会規則第一号

石川県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

石川県収用委員会運営規則(昭和二十七年石川県収用委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十二号中「石川県個人情報保護条例(平成十五年石川県条例第二号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県収用委員会規程第1号

石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石 川 県 収 用 委 員 会

石川県収用委員会規程第2号

石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年収用委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 収 用 委 員 会

第3条を次のように改める。

(適用範囲)

第3条 この規程は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)に基づく申請等及び処分通知等について適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

